

## 児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書

### (目的)

第1条 この協定は、未来を担う心豊かでたくましい児童生徒を育成するため、神奈川県警察本部（以下「甲」という。）と横浜市教育委員会（以下「乙」という。）が児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成に関し、緊密な連携を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非行集団 継続的に非行を繰り返す集団をいう。
- (2) 犯罪行為等 違法行為及び不良行為（飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をいう。）をいう。

### (連携機関)

第3条 この協定において連携を行う関係機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲
- (2) 乙
- (3) 神奈川県に所属する警察署（以下「警察署」という。）
- (4) 横浜市立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「学校」という。）

### (相互連携の内容)

第4条 連携機関は、一般的な連携はもとより、個々の児童生徒に対する非行防止、犯罪被害防止及び健全育成について、相互に情報の提供を行うなど緊密な連携を図るものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの所管事務において、相互連携が円滑に行われるよう配慮するものとする。

### (情報提供事案)

第5条 この協定により提供する情報は、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成に関し、相互連携を必要と認める次の事案に係るものとする。

- (1) 警察署から学校へ提供する情報
  - ア 児童生徒を逮捕及び身柄通告した事案
  - イ 非行集団による犯罪行為等で児童生徒による事案
  - ウ 児童生徒の犯罪行為等のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
  - エ 犯罪行為等を繰り返している事案
  - オ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
- (2) 学校から警察署へ提供する情報
  - ア 犯罪行為等に関する事案

イ いじめ、体罰、児童虐待等に関する事案

ウ 暴走族等非行集団に関する事案

エ 薬物等に関する事案

オ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

2 前項の情報について必要な事項は、次のとおりとする。ただし、第3号にあっては、学校から警察署に提供する情報に限る。

(1) 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年組等の学籍

(2) 当該事案の概要

(3) 学校が行った指導

(相互連携の範囲)

第6条 この協定に基づく相互連携は、情報提供事案に関する児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成に関する範囲に限るものとする。

(情報提供の方法)

第7条 情報提供の方法は、情報提供事案を取り扱った警察署長又は警察署長が指定する者及び校長又は校長が命ずる者が口頭又は文書により行う。

(秘密の保持)

第8条 相互連携に当たっては、秘密の保持を徹底するとともに、この協定の目的を逸脱した取扱は厳につつしむものとする。

(相互連携に関する配慮事項)

第9条 この協定に係る相互連携に当たり、理解と信頼を保持するため、次の事項に配慮するものとする。

(1) 相互に提供する情報は、正確を期するものとする。

(2) 児童生徒の対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を行うよう努めること。

(協議)

第10条 この協定を円滑に実施するため、第3条に規定する連携機関は、必要に応じて、必要な単位で協議を行うことができる。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、双方に署名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年11月1日

甲	神奈川県警察			
	警察本部長	伊藤茂男	印	
乙	横浜市教育委員会			
	教育長	伯井美德	印	